

# 兵庫県公報

平成29年5月9日 火曜日 第2898号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	3
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の縦覧（同）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
○ 同 上（同）	7
<b>公安委員会告示</b>	
○ 駐車監視員資格者講習の実施	7

## 告 示

### 兵庫県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年4月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	鏗市地区	平成29年5月9日から 同 月29日まで	篠山市役所

### 兵庫県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所  
赤穂郡上郡町赤松字ウエノ山1295の11から1295の15まで、字上之山527の4、528、529
- 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇ウエノ山1295の11（次の図に示す部分に限る。）、1295の12から1295の15まで、宇上之山529

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第529号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（1級水準測量）

2 作業期間

平成28年11月23日から平成29年 3 月24日まで

3 作業地域

豊岡市大磯町、城南町、桜町、立野町、大手町、泉町、元町、小田井町、幸町、若松町、上佐野、九日市上町、九日市下町、下宮、庄境、江本及び加陽地内



**兵庫県告示第530号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル500及び1000））

2 作業期間

平成28年12月 5 日から平成29年 3 月31日まで

3 作業地域

西脇市全域



**兵庫県告示第531号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、香美町山手土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成28年 5 月17日から平成29年 3 月24日まで

3 作業地域

美方郡香美町香住区の一部

## 公 告

## 県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	尼崎市武庫元町二丁目18番16	195.83	宅地
2	丹波市春日町黒井836番 1	259.82	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所  
前記 3 に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間  
平成29年 5 月 9 日（火）から同月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号 1
  - ア 場所  
神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号  
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
  - イ 日時  
平成29年 5 月29日（月）午前10時から
- (2) 物件番号 2
  - ア 場所  
丹波市春日町黒井77  
氷上高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
  - イ 日時  
平成29年 5 月30日（火）午後 2 時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の 5 以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2655・2550



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第213号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

竹田 I (126020128)の項中別図128を改める。

（この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年 5 月17日から同月31日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局 養父土木事務所 河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年 5 月 31 日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 7 月 31 日までに、3 に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
栄町 I (126020105)	朝来市和田山町栄町（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
藤和(1) I (126020112)	朝来市和田山町藤和（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
藤和(2) I (126020113)	朝来市和田山町藤和（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
藤和(1) II (126020114)	朝来市和田山町藤和（別図 4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
藤和(2) II (126020115)	朝来市和田山町藤和（別図 5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
藤和(3) II (126020116)	朝来市和田山町藤和（別図 6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
藤和(4) II (126020117)	朝来市和田山町藤和（別図 7 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
藤和(5) II (126020118)	朝来市和田山町藤和（別図 8 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
藤和(6) II (126020119)	朝来市和田山町藤和（別図 9 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり

藤和(7)Ⅱ (126020120)	朝来市和田山町藤和（別図10の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
藤和(8)Ⅱ (126020121)	朝来市和田山町藤和（別図11の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
藤和(9)Ⅱ (126020122)	朝来市和田山町藤和（別図12の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
藤和(10)Ⅱ (126020123)	朝来市和田山町藤和（別図13の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
藤和(11)Ⅱ (126020124)	朝来市和田山町藤和（別図14の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
藤和(12)Ⅱ (126020125)	朝来市和田山町藤和（別図15の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
藤和(13)Ⅱ (126020126)	朝来市和田山町藤和（別図16の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
藤和(14)Ⅱ (126020127)	朝来市和田山町藤和（別図17の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
竹田Ⅰ (126020128)	朝来市和田山町竹田（別図18の とおりの）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
コリ谷川Ⅰ (226020103)	朝来市和田山町藤和（別図19の とおりの）	土石流	別図19のとおり
野谷川Ⅰ (226020104)	朝来市和田山町藤和（別図20の とおりの）	土石流	別図20のとおり
段川Ⅰ (226020106)	朝来市和田山町藤和（別図21の とおりの）	土石流	別図21のとおり
前谷川Ⅰ (226020107)	朝来市和田山町藤和（別図22の とおりの）	土石流	別図22のとおり
竹谷川Ⅰ (226020108)	朝来市和田山町藤和（別図23の とおりの）	土石流	別図23のとおり
柳谷川Ⅱ (226020109)	朝来市和田山町藤和（別図24の とおりの）	土石流	別図24のとおり
谷川Ⅰ (226020113)	朝来市和田山町竹田（別図25の とおりの）	土石流	別図25のとおり
恵眼谷川Ⅰ (226020114)	朝来市和田山町竹田（別図26の とおりの）	土石流	別図26のとおり
城山ノ下川Ⅱ (226020115)	朝来市和田山町竹田（別図27の とおりの）	土石流	別図27のとおり

(別図1から別図27までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年5月17日から同月31日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局 養父土木事務所 河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成29年5月31日まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年7月31日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市志染町広野八丁目190番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区日暮通四丁目2番16—505号  
柏木正男
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年11月9日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1—21号（28三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市揖保川町神戸北山字ツクラ16番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市揖保川町山津屋26番地の1  
有限会社神戸興産 代表取締役 岸 康裕
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年3月23日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1—24—2号（28たつの）

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第136号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）第6条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年5月9日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

## 1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

駐車監視員資格者講習（駐車監視員資格者講習修了考査を含む。）の期日及び場所については、次の表のとおりとする。

駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 期 日	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 の 場 所
駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 修 了 考 査 の 期 日	
平成29年 7 月 11 日（火）及び同月 12 日（水）	神戸市中央区下山手通 6 丁目 3 番 28 号 兵庫県中央労働センター
平成29年 7 月 19 日（水）	

注 1 駐車監視員資格者講習は、各日午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 駐車監視員資格者講習修了考査は、午前 9 時 10 分から午前 10 時 10 分までとする。

## 2 受講定員

受講定員は 90 人とする。

## 3 受講手続

## (1) 申込書類

## ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1 通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、兵庫県警察本部交通部交通指導課及び兵庫県内の各警察署の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。以下同じ。）において配布する。

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）

## (2) 申込期間

ア 平成 29 年 5 月 19 日（金）から同年 6 月 2 日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 申込人員が受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

## (3) 申込先

兵庫県内の各警察署の交通課

## (4) 申込方法

本籍・国籍等、住所、氏名及び生年月日を記載した受講申込書を前記(3)の申込先に提出すること。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

## (5) 手数料

20,000 円相当額の兵庫県収入証紙を受講申込書の裏面に貼り付けること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

## 4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（受講する駐車監視員資格者講習の期日までに受講申込書に記載の住所宛てに郵送する。）

(2) 筆記用具

(3) 講習用テキスト（受講する駐車監視員資格者講習の日に配布する。）

## 5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査の当日おおむね午前 11 時 30 分から、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、後日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。ただし、駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない（駐車監視員資格者証の交付申請手続については、修了考査当日、合格者に教示する。）。

## 6 受講に関する問合せ先

(1) 兵庫県警察本部交通部交通指導課

電話 (078) 341-7441 内線 5154、5156

(2) 兵庫県内の各警察署の交通課

## 7 その他

駐車監視員資格者講習と併せて、前記 2 の受講定員の範囲で、規則第 10 条第 1 項の規定による審査を実施



するので、審査を希望する者は、前記6の問合せ先に問い合わせること。